

# 日本語の敬語表現は Agreement か？

壺岐 勝

(九州大学大学院)

ikimasa@lit.kyushu-u.ac.jp

キーワード：謙讓語、「お～する」、敬語の一致、恩恵性

## 1. はじめに

日本語の敬語形は、尊敬語/謙讓語/丁寧語の三分が採られることが多い<sup>1</sup>。それら敬語形の中で、日本語の統語構造との関連においてとりわけ注目されてきたのは、尊敬語/謙讓語である<sup>2</sup>。なぜなら尊敬語/謙讓語は、敬意の対象となる要素が文のどの位置に現れるかで、出現可能かどうかが決まると考えられているからである。例えば尊敬語は、主語位置に敬意の対象が現れているときに動詞が取る形態であり、謙讓語は、敬意の対象が目的語位置に現れているときに動詞が取る形態であると言われることが多い。日本語の敬語を、このように文中に現れる名詞と動詞との形態が対応すると捉えると、英語などで見られる主語と動詞の一致現象と関連づけた分析が出てくる。すなわち、英語などの一致は形式素性の文法的な一致であると分析される点から、日本語の敬語文にも形式素性の一致が関与しており、それを敬語の一致 (honorific agreement) として分析するのである。このような分析は、Toribio(1990), Niinuma(2003), Hasegawa(2006), 岸本(2007)などで見られる。

---

<sup>1</sup> この敬語形の区分は、とりわけ国語教育の場で伝統的に採られているものであるが、様々な問題が指摘されており、研究者により種々の分類が提案されている。例えば、聞き手が身内である場合でも使われる、話題に登場する人物へ向けた「話題の敬語」と、聞き手を高める時だけに使われる「対話の敬語」と分け、この区分に基づき先の敬語形の三分を分解する提案がある(菊池(1994, 2003)を参照)。これによると、尊敬語と一部の謙讓語が「話題の敬語」に、また丁寧語と謙讓語の一部が「対話の敬語」に当たることになる。一方、いわゆる謙讓語は一括りに扱えない点から謙讓語を解体し、一部を尊敬語に、残りを丁寧語として分類する提案もある(三上(1963, 1970)を参照)。

<sup>2</sup> 日本語の文構造解明のために敬語を論じた初期の研究に、三上(1963), Harada(1976)がある。

本論文は、日本語の敬語文が形式素性の文法的一致の結果生成されるという分析に対して反論し、少なくとも謙譲語文に関しては、形式素性の一致という文法的操作を仮定して説明できるものではないことを主張する。まず次節で、謙譲語文の特性としてこれまで指摘されてきた現象を提示し、続く3節で、この観察に基づき日本語の敬語に形式素性の一致が関与していると主張するNiinuma(2003)の分析を概観する。そして4節でNiinuma(2003)の問題点を指摘し、日本語の謙譲語文には形式素性の一致が関与していないことを示す。

## 2. 説明対象となる現象

まずは日本語の謙譲語文に関して、Agreement分析がこれまで説明対象としてきた観察を、Niinuma(2003)に基づき整理していく。

### 2.1. 観察1：二項動詞の謙譲語文

日本語の尊敬語文/謙譲語文を統語構造の観点から見たとき、敬意の対象を表す名詞句が文中のどの位置に生起するかで尊敬語文/謙譲語文の容認可能性が決まることが広く認められている。Niinuma(2003)もこの考えに基づき、日本語の謙譲語文の観察を行っている。

まず、(1a)のように、[NPヲ]に現れる要素に向けての謙譲語文は容認可能であるが、(1b)のように[NPガ]に現れる要素に向けての謙譲語文は容認できない。

- (1) a. 太郎が 田中先生を お助けした [Niinuma 2003: p.10(4b)]  
b. \* 田中先生が 秋田犬を お助けした

ところが、どんな要素でも[NPヲ]に現れれば、それに向けた謙譲語文が容認可能なわけではない。話し手にとって敬意を向ける対象である者(SSS)がこの位置に現れなければ、謙譲語文として容認できない<sup>3</sup>。(2)を見てほしい。

- (2) a. 太郎が 田中先生を お助けした [Niinuma 2003: p.10(4b)]

---

<sup>3</sup> 本論では、話し手にとって敬意を向ける対象である人物のことを、Harada(1976)に倣いSSSと称することにする。SSSとは、「社会的に見て、話し手よりも上位の立場に立つ人物 (a person who is Socially Superior to the Speaker)」のことで、Haradaが導入した用語である。以下の例文では、このSSSを で表すことにする。例えば「田中先生」とある場合、その文は「田中先生」を敬意の対象とした解釈が意図されていると理解してほしい。

- b. # 太郎が メアリーを お助けした<sup>4</sup> [Niinuma 2003: p.11(5b)]  
 c. \* 太郎が 秋田犬を お助けした<sup>5</sup>

(2)で使われている動詞「助ける」は、有情物を[NPヲ]に取る動詞である。従って、(2)はいずれも、謙譲語文でなければ容認可能な文である。しかし述語が「お助けした」と謙譲語形になると、[NPヲ]に現れる要素は、敬意の対象となる「人物」でなければならない。従って、(2a)は容認可能であるが、(2c)は非文であるとNiinuma(2003)は説明する。一方、(2b)は、[NPヲ]の位置に人物を指す (denote) 要素「メアリー」が現れているが、通常この呼称は敬意の対象として解釈されない。従って、この文は非文ではないが（「メアリー」が敬意の対象を表す特別な文脈が与えられていない限り）不自然な文となると説明している。

Niinuma(2003)はさらに、[NPヲ]以外の二項動詞の例へと観察を広げ、その場合でも(2)の説明と同じことがいえるとしている。

- (3) a. 太郎が 田中先生に お会いした [cf. Niinuma 2003: p.23(28)]  
 b. # 太郎が メアリーに お会いした [cf. Niinuma 2003: p.23(28)]  
 (4) a. 太郎が 田中先生と お別れした [Niinuma 2003: p.19(22)]  
 b. # 太郎が メアリーと お別れした [Niinuma 2003: p.19(22)]

こうした観察に基づき、Niinuma(2003)は謙譲語文の分析を行うのだが、ここで見てきた観察を一般化の形で整理すると以下のようなになる。

- (5) Niinuma(2003)の一般化 1 [cf. Niinuma 2003: p.23 (29b)]  
 二項動詞文では、[NPガ]以外の項にSSSが含まれていなければ、謙譲語文が容認できない<sup>6</sup>。

<sup>4</sup> Niinuma(2003)では、非文法的文を「\*」で、また通常 of 文脈 (neutral context) において不自然 (unnatural) であると感ぜられる文を「#」で標示している (Niinuma 2003: p.10 note 3 参照)。

<sup>5</sup> [T]he object in [(i)] does not denote a person, and the sentence is ungrammatical...  
 (i) \*太郎が ここを 拝見した [Niinuma 2003: p.11 note 3]

<sup>6</sup> Niinuma(2003)では、(5)に相当する一般化を、分析を含んだ言い方で行っている。

(i) Object Honorification Agreement Generalization:  
 Mark the predicate as [object honorification] when an SSS (a person who is socially superior to the speaker) is... Direct Object, if the predicate does not take an indirect object/PP. [Niinuma 2003: p.23 (29b)]

## 2.2. 観察2 : [NPノ]へ向けた謙讓語文

(5)の一般化では、「[NPガ]以外の項がSSSでなければ」ではなく「[NPガ]以外の項にSSSが**含まれていなければ**」とした。それは、SSSが必ずしも名詞の主要部でなくてもよいとNiinuma(2003)は考えているからである。たとえば(6)の例において、[NPヲ]の一部に「田中先生」がある場合にも「田中先生」に敬意を向けた謙讓語文が容認可能であるとNiinuma(2003)は考えるのである。

(6) 太郎が 田中先生の荷物]を お持ちした [Niinuma 2003: p.82(17a)]

ただし、このような謙讓語文が可能なのは、[NPヲ]の主要部(Head)が人間以外のものを指す場合に限ると指摘している。実際、(7)のように、[NPヲ]の主要部名詞を人間を指す名詞にすると、「田中先生」に敬意を向けた謙讓語文が容認できなくなるとNiinuma(2003)は考察している。

(7) # 太郎が 田中先生の息子]を お待ちした

以上の観察に基づき、Niinuma(2003)は謙讓語文の分析を作っていくのだが、ここで見てきた観察を一般化の形で整理すると以下ようになる。

(8) Niinuma(2003)の一般化2 [cf. Niinuma 2003: p.68]  
[NP...NPノ...N]において、主要部名詞が人を指すものでなく、かつ[NPノ]にSSSがある場合、[NPノ]へ向けた謙讓語文が容認できる<sup>7</sup>。

## 2.3. 観察3 : 三項動詞の謙讓語文

一方で、[NPヲ]にSSSが含まれている場合であっても、[NPヲ]に現れる要素に向ける謙讓語文が容認できないことがある。(9)を見てほしい。

(9) # 花子が ジョンに 田中先生を ご紹介した [Niinuma 2003: p.12(8b)]

Niinuma(2003)は、(9)の容認性が低いのは二格名詞句に「ジョン」という人物を指す (denote) 要素が現れているためであると考え。一方、この(9)に対し、(10)

---

<sup>7</sup> Niinuma(2003)では、必ずしも(8)に相当する一般化が明示されているわけではないが、しかしNiinuma(2003)で挙げられている例、並びに以下の引用部を考慮すると、(8)の一般化を前提にして分析を行っていると思われる。

(i) [T]he head N is responsible for honorific agreement only when it denotes a person.  
[Niinuma 2003: p.68]

のように二格名詞句に人物を指す要素が現れていない場合は、[NPヲ]に敬意を向けた謙讓語文が容認可能であるとNiinuma(2003)は考える。

(10) 花子が 研究室に 田中先生を お連れした [cf. Niinuma 2003:p.86(22)]

同じことが他の三項動詞でも言えるとして、Niinumaは以下の例を挙げている。

(11) a. 太郎が 田中先生から 本を お借りした [Niinuma 2003: p.17(16)]

b. # 太郎が メアリーから 本を お借りした [Niinuma 2003: p.17(16)]

(12) a. 太郎が 田中先生へ 山田先生の本を お送りした

[Niinuma 2003: p.19(23)]

b. # 太郎が メアリーへ 山田先生の本を お送りした

[Niinuma 2003: p.19(23)]

こうした観察に基づき、Niinuma(2003)は謙讓語文の分析を行うのだが、この節で見てきた観察を一般化の形で整理すると以下のようなになる。

(13) Niinuma(2003)の一般化3 [cf. Niinuma 2003: p.23 (29a)]

三項動詞文において、間接目的語/PPに人を指す要素があると、[NPヲ]にSSSが含まれていても、[NPヲ]へ向けた謙讓語文が容認できない<sup>8</sup>。

### 3. Agreement に基づく謙讓語文の分析 — Niinuma(2003)

前節では、Niinuma(2003)分析の前提となる謙讓語文の観察を、(5),(8),(13)のような一般化の形で整理し直した。本節では、これら一般化がAgreementを使うことでどう説明されるか、具体的に見ていく。

Niinuma(2003)では、日本語の敬語文は、文中のSSS要素が持つ形式素性と文法的な一致 (Agreement) が行われた結果、生成されると分析している<sup>9</sup>。そして謙讓

---

<sup>8</sup> Niinuma(2003)では、(13)に相当する一般化を、次のように行っている。

(i) Object Honorification Agreement Generalization:

Mark the predicate as [object honorification] when an SSS (a person who is socially superior to the speaker) is Indirect Object/PP.... [Niinuma 2003: p.23 (29a)]

<sup>9</sup> Niinuma(2003)は、日本語のAgreementを、 $\phi$ 素性と比べ「欠陥がある (defective) 」ものであると考えている。以下の引用部を参照。

(i) [A]greement in Japanese is restricted to human/animate agreement (e.g. honorification, and *aru/iru* alternation in Japanese). We do not find agreement in number or gender. [Niinuma 2003: p.59]

語文の派生に關与する敬語の一致（謙讓の一致）を、以下のように仮定する。

(14) Niinuma(2003)における謙讓の一致

- a. 謙讓の一致は $v$ が担う<sup>10</sup>。
- b. 謙讓の一致を担う要素 $v$ にmergeが適用されると、 $v$ は直ちに[+human]素性を持つ要素を探索する<sup>11</sup>。その際、 $v$ がc統御する[+human]素性を持つ要素の中で、最も「近く（close）」のものが一致のTargetとなる。
- c.  $v$ がTarget要素を探索すると、直ちに敬語の一致が行われる<sup>12</sup>。

(14b)で「近さ」と言っているのは、以下のように定義される概念である。

(15)  $\beta$  is closer to H than  $\alpha$  (where H c-commands  $\beta$  and  $\alpha$ ) iff  $\beta$  c-commands  $\alpha$ , and  $\alpha$  does not c-command  $\beta$ , or  $\beta$  dominates  $\alpha$  and  $\alpha$  does not dominate  $\beta$ .

[Niinuma 2003: p.78 note10]

また(14)では $v$ を仮定しているが、この $v$ とは以下のような日本語の統語構造を仮定した時に、VPを補部に取り、主語NPを指定部を取る主要部要素を指す。この構造は、Larson(1988), Chomsky(1995)などで仮定されているVP-Shell構造に相当する。

---

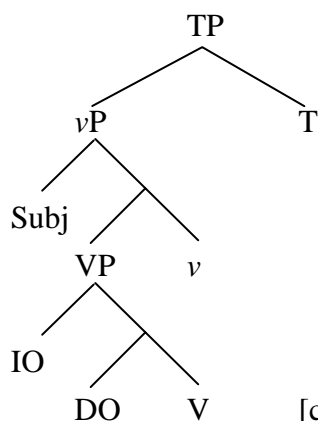
<sup>10</sup> ただしNiinuma(2003)の分析において、 $v$ の持つどの素性が謙讓の一致を担うのか、明確になっていない。ちなみに、Niinuma(2003)は、尊敬語文でも一致が行われるとし、それを担う機能範疇はTであるとしている。

<sup>11</sup> [T]he functional head  $v$  can see a [+human] feature in accusative NP only when the dative NP does not have a [+human] feature. [Niinuma 2003: p.88]

<sup>12</sup> Niinuma(2003)の分析では、以下の2点が明示的になっていない。

- (i) a. 述語が、どの時点でどのようにして、謙讓語「お～する」になるのか。  
b. (5),(8),(13)の一般化は、いずれもSSSに言及して述べられたものであるが、しかしNiinumaの提案に従うと、SSSとは無関係に[+human]素性を持つ要素ならば謙讓の一致が起きてよいことになる。(14)の提案から、先の一般化内のSSSに言及した部分をどう導出するのか。

(16)

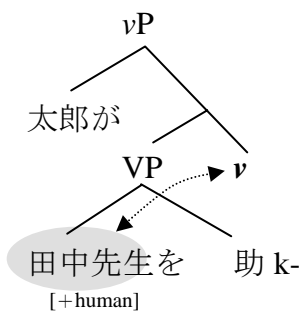


[cf. Niinuma 2003: p.47(52), p.76(11)]

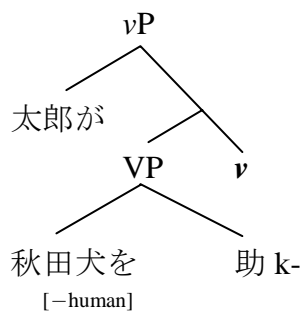
以上の提案に基づき、前節までに見てきた謙譲語文の一般化がそれぞれどう説明されるか、具体的に見ていこう。まず 2.1 節で見た二項動詞の謙譲語文(2a,c)から見ていく。(2a,c)の構造は、(16)に基づくそれぞれ(17a,b)の構造となる。

- (2) a. 太郎が 田中先生 を お助けした  
 c. \*太郎が 秋田犬を お助けした

(17) a. (2a)の構造



b. (2c)の構造



まず(2a)では、VP要素「田中先生を助k-」と謙譲の一致を担うvがmergeすると、vは最も近くにある[+human]を持つ要素を探索する。この場合、(15)に基づく、[+human]を持つvから最も近くの要素は、「田中先生」である。従って、vは「田中先生」と謙譲の一致をし、その結果、謙譲語文が生成される。他方、(2c)では、VP要素「秋田犬を助k-」と謙譲の一致を担うvがmergeする際、vが探索する領域に[+human]を持つ要素が存在しない。従って、謙譲の一致が起きず、謙譲語文が生成できないと説明されることになる<sup>13</sup>。

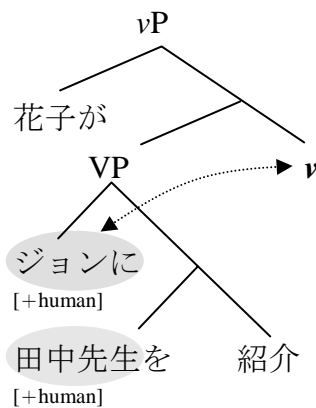
<sup>13</sup> ちなみに観察1で挙げた(2b)の例は、Niinuma(2003)の分析に基づけば、謙譲の一致が行われ謙譲語文としては文法的であるが、(何らかの理由で)容認不可能であると説明されることになる。

次に、2.3節で見た三項述語文において謙譲の一致が阻止される例を見てみよう。まず(9),(10)の対比を説明するために、Niinuma(2003)は(18)を仮定する。

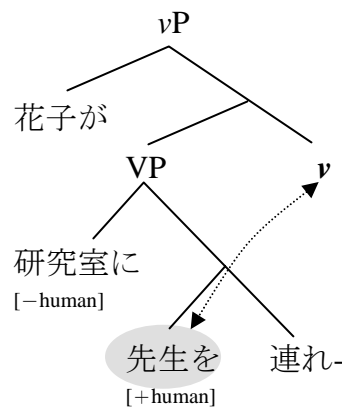
- (9) #花子が ジョンに 田中先生を ご紹介した [Niinuma 2003: p.12(8b)]  
 (10) 花子が 研究室に 田中先生を お連れした [cf. Niinuma 2003: p.86(22)]  
 (18) [-human]素性を持つ要素は、agreeing headからは見えない(transparent)<sup>14</sup>。

agreeing headとは、一致を担う要素を指す。謙譲の一致の場合、agreeing headはvとなる。「見えない (transparent) 」とは、agreeing headのTarget要素とならないことを意味する。従って謙譲の一致の場合、[-human]素性を持つ要素はvのTarget要素とならないことになる。ではこの(18)の仮定に基づき(9),(10)がどう分析されるか見ていこう。まず(9),(10)の構造は、(16)よりそれぞれ(19a,b)になる。

(19) a. (9)の統語構造



b. (10)の統語構造



(19a)では、vから最も近い[+human]素性を持つ要素は「ジョン」である。従って、vは「ジョン」と謙譲の一致が行えるが「田中先生」とは行えない。しかしvから最も近い要素「ジョン」は、SSSではない。そのため、vと謙譲の一致が起こらず、謙譲語文は生成できないと、Niinumaは説明する<sup>15</sup>。他方、(19b)では、v

<sup>14</sup> [A]n NP which is marked as a [-human] is transparent to agreement in Japanese.  
 [Niinuma 2003: p.62]

<sup>15</sup> (9)の例に対し、Niinuma(2003)は(i)の説明を与えている。

(i) I claim ... that the accusative NP cannot trigger object honorification because of the presence of the dative NP. [Niinuma 2003: p.48]

(9)の例で謙譲の一致が起こらないと(9)は非文となるわけだが、しかしNiinuma(2003)では不自然さを表す#が付されている。一体(9)の悪さが、非文によるものか、それとも不自然さから来る容認不可能性によるものか、必ずしも明確になっていない。



から最も近くにあるTarget要素は、(18)により「研究室」ではなく「田中先生」となる。「田中先生」は[+human]素性を持ちかつSSSなので、vと謙譲の一致が起り、結果、謙譲語文が生成されると、Niinumaは分析する。

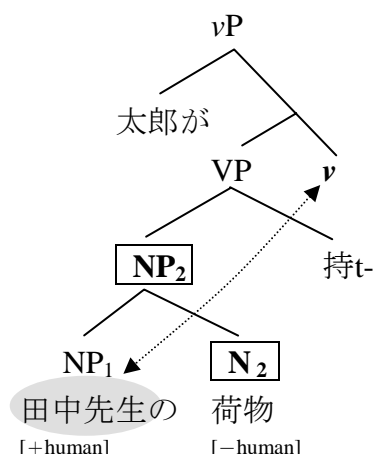
最後に、2.2節で見た[NPノ]への謙譲の一致を見ていく。まず[NPノ]との謙譲の一致が可能な(6a)と不可能な(6b)の違いを説明するために、Niinumaは(20)を仮定する。

- (6) a. 太郎が [田中先生]の荷物]を お持ちした [Niinuma 2003: p.82(17a)]  
 b. # 太郎が [田中先生]の息子]を お持ちした

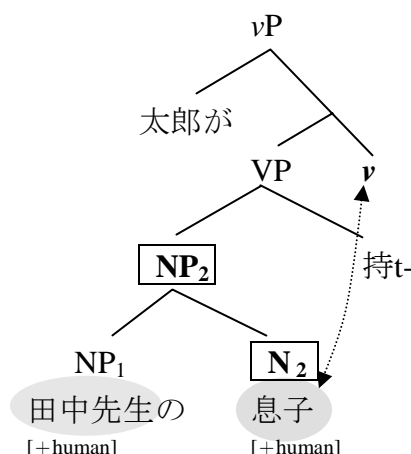
(20) 最大投射は、Headの素性を継承する [Niinuma 2003: p.76]

この仮定を加えることで、(6)の例がどのように説明されるか見てみよう。まず(6a,b)の構造は、(16)よりそれぞれ(21a,b)になる。

(21) a. (6a)の統語構造



b. (6b)の統語構造



(21a)では、vから最も近くにある要素はNP<sub>2</sub>「田中先生の荷物」である。この時、NP<sub>2</sub>全体の素性は、(20)よりHeadであるN<sub>2</sub>「荷物」の持つ素性となる。ところがこの「荷物」は[-human]素性を持つので、(18)よりNP<sub>2</sub>の[-human]素性はvから見えない。そこでvは、[-human]素性の探査をNP<sub>2</sub>内へと広げ、[+human]素性を持つNP<sub>1</sub>「田中先生」を見つける<sup>16</sup>。「田中先生」は[+human]素性を持ちかつSSSなので、vと謙譲の一致が起り、文法的な謙譲語文が生成される。他方、(21b)では、vから最も近くにある要素はNP<sub>2</sub>「田中先生の息子」であり、NP<sub>2</sub>全体の素

<sup>16</sup> vの[+human]素性の探査が、なぜNP<sub>2</sub>「田中先生の息子」の段階で終わらず、その内部要素にまで及ぶのか、Niinuma(2003)では述べられていない。

性は、(20)によりHeadであるN<sub>2</sub>「息子」が担う。「息子」は[+human]素性を持つので、NP<sub>2</sub>全体も[+human]となる。しかし「息子」はSSSではないので、謙譲の一致が起きず、謙譲語文が生成されないとNiinumaは分析するのである。

#### 4. Agreement 分析の問題点

前節までに見てきたように、Agreement 分析では、日本語の敬語文を、文中のSSS 要素との一対一の義務的な文法的一致の結果、生成されると考える。そしてNiinuma(2003)のように、謙譲の一致を起こすのが *v* という機能範疇であるとすると、動詞や形容詞などの語彙的な述語がこの操作に関与する余地がなく、個々の述語の語彙特性に左右されないことが期待される。

しかし日本語の動詞の数を増やし謙譲語文の観察範囲を広げると、Agreement 分析の予測に反し、目的語位置に敬意の対象が現れていても謙譲の一致が起きていない述語の例がかなり多く存在する。また敬意の対象が文中に現れていない場合であっても容認可能な謙譲語文が存在し、Agreement 分析が基盤とする観察そのものにも問題があると思われる。本節では以上の問題点を指摘し、謙譲語文を Agreement 分析の観点から捉えることが不適切であることを示していく。

##### 4.1. Niinuma(2003)分析から導出される予測への反論

まずは Niinuma(2003)の分析に対する問題点から指摘する。Niinuma(2003)は、日本語の謙譲語文には形式素性の一致が関与していると考えるので、一致素性をもつ要素が文中に現れている以上、必ず文中のSSS と義務的な一致が起こるはずである。しかし、文中にSSS がありかつ謙譲の一致に関わる構造条件を満たしていても、謙譲の一致が起こらない例が多数存在する。

###### 4.1.1. *v* から最も「近く」にSSSがあっても、*v*と謙譲の一致が起こらない

Niinuma(2003)は、(22),(23)の例を説明するために、(24)の仮定を採った。

- (22) a. 太郎が 田中先生 を お助けした [Niinuma 2003: p.10(4b)]  
b. # 田中先生 が 太郎 を お助けした
- (23) a. 花子が 田中先生 に ジョン を お連れした [Niinuma 2003: p.12(8a)]  
b. # 花子が ジョン に 田中先生 を ご紹介した [Niinuma 2003: p.12(8b)]

- (24) 謙譲の一致を担う要素*v*は、mergeするとすぐ、Target要素を探索し、敬語の一致を起こす。*v*が*c*統御する[+human]素性を持つものの中で、最も「近く (close)」にある要素がTarget要素となる。(cf. (14b))

この分析に従えば、vから構造上「近い」位置にSSSが生起すれば、必ずそれとの謙譲の一致が起こることになる。しかし実際には、謙譲語文として容認できない例が非常に多い。

#### 4.1.1.1. 二項動詞文の場合

Niinuma 分析では、二項動詞文は直接目的語がvから最も「近く」にあることになるので、その位置にSSSが来れば必ず謙譲の一致が起こると予測される。

- (25) a. 太郎が 田中先生 を お連れした [Niinuma 2003: p.16(13)]  
 b. # 太郎が メアリー を お連れした [Niinuma 2003: p.16(13)]  
 (26) a. 太郎が 田中先生 に お会いした [cf. Niinuma 2003: p.23(28)]  
 b. # 太郎が メアリー に お会いした [cf. Niinuma 2003: p.23(28)]  
 (27) a. 太郎が 田中先生 と お別れした [Niinuma 2003: p.19(22)]  
 b. # 太郎が メアリー と お別れした [Niinuma 2003: p.19(22)]

しかし広く二項動詞の謙譲語文を見ると、むしろ謙譲語としては不適格な文が多数存在する。実際、『日本語語彙体系』（約30万語収録）というCD-ROMを活用し、収録されている二項動詞のリストを使って謙譲語文を作ってみた。すると、その約7割以上が謙譲語文として不適格であることがわかった。以下にその一部を挙げる。

- (28) a. \* 太郎が 山田先生 を ご逮捕する  
 b. \* 赤字が 山田先生 を お悩ました  
 c. \* 太郎が 山田先生 を お憎みする  
 d. \* 太郎が 山田先生 を お狙いする  
 e. \* 太郎が 山田先生 を お罵りする  
 (29) a. \* 太郎が 山田先生 の話に ご退屈する。  
 b. \* 太郎が 山田先生 の警護に お徹しする。  
 c. \* 太郎が 山田先生 に ご陶醉する。  
 d. \* 太郎が 山田先生 に ご憤慨する。  
 (30) a. \* 太郎が 山田先生 と おキスした。  
 b. \* 太郎が 山田先生 と お親しみした。  
 c. \* 太郎が 山田先生 と お戦いした。  
 d. \* 太郎が 山田先生 と ご面接した。

また、Niinuma(2003)が挙げていない二項動詞のパターンに対しても、同じよう

に謙讓語文を作例して容認性判断を行ったところ、こちらにも謙讓語文として容認できない例の方がはるかに多いことがわかった。以下にその一部を挙げる。

- (31) a. \* 太郎が 先生方へ ご演説した。  
b. \* 太郎が 山田先生へ おキスした。  
c. \* 太郎が 先生方へ おスピーチした。  
d. \* 太郎が 山田先生へ ご入門した。
- (32) a. \* 太郎が 山田先生より お優れする。  
a. \* 太郎が 山田先生より ご自立する。

#### 4.1.1.2. 三項動詞文の場合

また Niinuma 分析では、三項動詞文において、間接目的語/PP が  $v$  から最も「近く」にあると考えられ、従ってその位置に SSS が来れば、必ず謙讓の一致が起こるとの予測になる。

- (33) a. 太郎が 田中先生に ケーキを お作りした [Niinuma 2003: p.16(13)]  
b. # 太郎が メアリーに ケーキを お作りした [Niinuma 2003: p.16(13)]
- (34) a. 太郎が 田中先生から 本を お借りした [Niinuma 2003: p.17(16)]  
b. # 太郎が メアリーから 本を お借りした [Niinuma 2003: p.17(16)]
- (35) a. 太郎が 田中先生へ 山田先生の本を お送りした  
[Niinuma 2003: p.19(23)]  
b. # 太郎が メアリーへ 山田先生の本を お送りした  
[Niinuma 2003: p.19(23)]

三項動詞文に対しても、先と同様に『日本語語彙体系』収録のリストを用いて謙讓語文を作ってみた。するとこちらにも謙讓語文として容認できない例の方がはるかに多いことがわかった。以下にその一部を挙げる。

- (36) a. \* 太郎が 田中先生に 秘書を お当てした。  
b. \* 太郎が 田中先生に 休憩を お訴えした。  
c. \* 太郎が 田中先生に 優勝を ご期待した。
- (37) \* 太郎が 山田先生から 次郎を お引き離した。
- (38) a. \* 太郎が 山田先生と 次郎を お引き裂きした。  
b. \* 太郎が 山田先生と コメ問題を お論じた。  
c. \* 太郎が 山田先生と 宝物を お山分けした。

このように、SSS となる要素が文中に現れている場合であっても、謙譲語文として容認できない例が数多く観察される。Niinuma(2003)が提案しているように、日本語の敬語が形式素性の文法的一致であるとするならば、謙譲の一致が起きる例がこれほど少ないということは不自然というしかない。

#### 4.1.2. NP の一部に SSS が含まれていても、v と謙譲の一致が起こらない

またNiinumaは、(6),(7)のような例を説明するために(18),(20)の仮定を採った。

- (6) 太郎が 田中先生の荷物]を お持ちした [Niinuma 2003: p.82(17a)]  
(7) # 太郎が 田中先生の息子]を お待ちした
- (18) [-human]素性を持つ要素は、agreeing headからは見えない。  
(20) 最大投射は、Headの素性を継承する。

この仮定に従えば、（より「近い」[+human]要素に阻止されない限り）「NPの」がSSSでも敬語の一致が起こることになる。しかし実際には、(39)や(40)のように謙譲語文として容認できないケースは非常に多い。

- (39) a. \* 太郎が 山田先生の本]より ご悪用した  
a. \* 太郎が 山田先生の布団]を ご圧縮した  
(40) a. \* 太郎が 山田先生の時計]に ご細工した  
a. \* ごみが 山田先生の部屋]に ご散乱した

Niinuma(2003)の分析では、謙譲語文は形式素性の一致操作の結果生成されるのであるのだから、述語の語彙的な特性の影響を受けないはずである。つまり、常に謙譲の一致が起こってよいはずである。にもかかわらず、謙譲語文として容認できない例は少なくない。このことは、謙譲語文に形式素性の一致操作が関与していないことを示している。

#### 4.2. Niinuma(2003)分析が基盤とする一般化への反論

Niinuma(2003)では、日本語の謙譲語文には必ず文中に SSS が生起するという観察に基づき分析を行っているが、そもそも文中に SSS がなくても謙譲語が現れる場合がある。

- (41) a. (山田先生が両手に荷物を抱え、車のドアを開けられない状態なので)  
太郎が 車のドアを お開けした

- b. (山田先生が面白い本を読みたいとおっしゃるので)  
太郎が 自分の本を お持ちした

ここで敬意の対象となっているのは、述語の表す事象 (event) の恩恵を受けている相手 (benefactive) である<sup>17</sup>。このような例は多く見られる。

- (42) a. (山田先生が川で溺れているメアリーを助けたいが泳げない。そこで)  
太郎が メアリーを お助けした  
b. (山田先生がジョンに田中先生を紹介する約束を忘れていた。そこで)  
花子が ジョンに 田中先生を ご紹介した  
c. (山田先生が車に乗ろうとしている。そこで)  
太郎は [車のドア]を お開けした  
d. (山田先生が飼っていた猫が死んで、寂しがられている。そこで)  
太郎が ネコを お持ちした  
e. (山田先生が期日までに会員全員に挨拶状を書けず困っている。そこで)  
太郎が 会員全員に 挨拶状を お書きした

また(43)のような恩恵性の伴わない述語の場合は、謙譲語文ができない。

- (43) a. \* 学生が 山田先生を お訴えした  
b. \* 恭子が [山田先生の車]を お盗みした

従って、文中に SSS が存在していなくても、述語の表す事象が SSS に対して恩恵性を伴うものであれば、謙譲語文が容認可能となると考える方が妥当である。

恩恵性が謙譲語文の条件であるとする、2.3 節で見た三項動詞文において [NPニ]が[NPヲ]との謙譲の一致を阻止する例も、[NPヲ]に恩恵を向ける文脈を整えてやれば、容認可能な謙譲語文が可能となる。(44)の例を見てほしい。

- (44) (山田氏は言語学の権威であるが、話し手は、たまたま山田氏と幼馴染であり、「あいつ」で呼び合える仲である。一方、話し手にとって、田中先生は丁重に扱いたいお客である。さて、田中先生は、山田氏に自分のことを紹介してもらいたいと思っている。そこで話し手が田中先生を山田氏に紹介する約束をかわす場合に)  
山田氏に 先生を ご紹介しましょう。

<sup>17</sup> 同様の指摘は、Harada(1976: p.527)やHasegawa(2006: p.528)でも見られる。

以上見てきたように、Niinuma(2003)の分析が基盤としていた観察そのものが、問題をはらんでいることがわかる。従って、日本語の謙譲語文に対しては Agreement 分析を採ることが難しいのではないかとと言える。

## 5. まとめ

本論は、日本語の謙譲語文には形式素性の一致が関与しているという Agreement 分析に反論を加えた。謙譲語文に文法的な一致操作が関与しているのであるならば、(i) 一致を引き起こす素性は文中に必ず現れていなければならない、(ii) その一致は義務的でなければならない。ところが、動詞の数を増やして謙譲語文の観察範囲を広げると、(iii) 謙譲語の一致は語彙特性に左右され、義務的ではなく、(iv) 必要な素性が現れていなくても謙譲の一致が起こる、という特徴を示す例が多数見られた。これらの観察結果から、日本語の謙譲語文には文法的な一致操作が関与してはいないと考えざるを得ない。

日本語の動詞の数を増やし、謙譲語文の観察範囲を少しでも広げれば、(iii),(iv) の特徴を示す例というのは容易に見つけることができる。(iii),(iv) の特徴を示す例が存在する以上、謙譲語文は文法的な一致の結果であるとは考えられないはずである。にもかかわらず、そのような分析が出てくるということは、十分な観察に基づいているとは言いがたい<sup>18</sup>。

## 謝辞

本稿は、2007年1月に九州大学に提出した修士論文「日本語の統語構造と敬語表現の認可」の一部をまとめたものである。修士論文作成の過程でご指導をいただきました、九州大学の稲田俊明先生、坂本勉先生、久保智之先生、上山あゆみ先生に、心から感謝申し上げます。また言語学研究室の大学院生の方々、特に高井岩生、田中大輝、村岡諭の三氏には、修士論文執筆時に長時間にわたり指導していただいた。ここにお礼を申し上げます。さらに本稿執筆に際し、匿名査読者の方ならびに稲田俊明先生、田中大輝氏からは、論旨の不明瞭な点をはじめ、貴重なコメントやご助言をいただいた。ここに記して感謝申し上げます。尚、本稿の不備や誤りは、すべて筆者の責任である。

---

<sup>18</sup> 謙譲語に恩恵性が関連していることを踏まえた上で、新たな Agreement 分析を提案しているものに、長谷川(2000)、Hasegawa(2006)がある。しかし Hasegawa は、恩恵性を統語的に説明する分析を目指すあまり、不必要に複雑な分析になっている。Hasegawa 分析の反論、および著者による謙譲語文の分析は、稿を改めて行いたい。

## 参考文献

- Chomsky, Noam (1995) *The minimalist program*. Cambridge, Mass.: MIT Press.
- Harada, Shin.-Ichi. (1976) Honorifics. *Syntax and Semantics* 5: 499-561.
- 長谷川信子 (2000) 「一致現象としての授動詞と謙讓語」井上和子 (編) 『COE 研究報告(4) : 先端的言語理論の構築とその多角的な実証(4-A)』 : 47-68. 神田外語大学.
- Hasegawa, Nobuko (2006) Honorifics. In: Martin Everaert and Henk van Riemsdijk (eds.), *The Blackwell Companion to Syntax* 2: 493-543. Cambridge, Mass.: Blackwell.
- 菊池康人 (1994) 『敬語』 東京 : 角川書店. (1997 年、講談社より復刊)
- 菊池康人 (2003) 「敬語とその主な研究テーマの概観」 菊池康人 (編) 『朝倉日本語講座 8 敬語』 : 1-20. 東京 : 朝倉書店.
- 岸本秀樹 (2007) 「一致としての主語尊敬語化」 *Conference Handbook* 25: 214-219. 日本英語学会.
- Larson, Richard (1988) On the double object construction. *Linguistic Inquiry* 19: 335-392.
- 三上章 (1963) 『日本語の論理』 東京 : くろしお出版.
- 三上章 (1970) 『文法小論集』 東京 : くろしお出版.
- Niimura, Fumikazu (2003) *The Syntax of Honorification*. Doctoral dissertation, University of Connecticut.
- Toribio, Almeida (1990) Spec-head agreement in Japanese. *WCCFL* 9: 535-548.



## Is agreement involved in honorific expressions in Japanese?

IKI Masaru

(Graduate School of Humanities, Kyushu University)

It is widely accepted that a certain type of honorific expressions in Japanese (which are often referred to as *object honorifics*) have to cooccur with an NP denoting 'a person socially superior to the speaker (an SSS)' in a non-subject position. Toribio 1990, Niinuma 2003, Hasegawa 2006, and Kishimoto 2007, among others, assume that the honorific expression in question must agree with the SSS in a non-subject position. In this study note, however, I show that the agreement analysis such as proposed in Niinuma 2003 is inadequate at least in the following two points.

- (i) There are many examples in which an SSS in a non-subject position cannot cooccur with object honorifics.
- (ii) There are examples in which an SSS does not syntactically appear in a object honorific construction.

(i) goes against the prediction made by the agreement analysis, and (ii) shows that the agreement analysis is based on incorrect observations. It is thus concluded that object honorifics should not be analyzed in terms of syntactic agreement.

(初稿受理日 2008年3月31日 最終稿受理日 2008年7月19日)